## 自殺予防週間に向けて

自殺対策基本法では、9月10日から9月16日までを「自殺予 防週間」と位置付け、啓発事業を広く展開しています。

厚生労働省では、電話やSNS相談支援体制の拡充に努める とともに、十代の自殺は長期休暇明け前後に増加する傾向があ ることを踏まえて、夏期休暇中から、子ども・若者に向けたポスタ 一の掲示や動画の配信、更にインターネットでの相談窓口の案 内など、自殺防止への取り組みを進めています。

悩みをお持ちの方、困っている方は、どうかひとりで抱え込まず に、まずはご家族やご友人、職場の同僚など、身近な人に相談し てください。また、身近な人に話しづらい時には、電話やSNSでの 相談窓口もあるので、こうした窓口を利用してみるのも大切です。

もし、ご家族、ご友人、同僚など、身近な人の様子がいつもと 違うと感じた場合には、声をかけ、耳を傾けてみましょう。支援が必 要な人を支援先につなぎ、温かく見守るという意識と行動が重要 です。悩んでいる方が孤立をしないよう、是非、温かく寄り添って いただくことをお願いいたします。

今和4年8月26日



厚生労働省ウェブサイト「まもろうよこころ」

➤電話や SNS の相談窓口等を分かりやすく紹介 https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/



